

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、懲戒処分の公表指針に基づき、公表します。

令和 7 年 9 月 5 日

田尻町長 山本 一男

記

- 1 処分年月日
令和 7 年 9 月 1 日
- 2 被処分者
主事級 22 歳
- 3 処分内容
減給 10 分の 1、1 月
- 4 処分理由

地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）及び第 35 条（職務に専念する義務）違反により、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当するため。

なお、処分の対象となった行為は、令和 7 年 4 月 1 日から 7 月 16 日までの間、19 回にわたり田尻町事務分掌条例施行規則（平成 15 年田尻町規則第 5 号）第 16 条に規定する、出勤時刻までに欠勤または遅参する場合において所属長に届け出る義務に違反し、所属長及び人事担当課から再三の注意を受けて尚、改善の姿勢が見受けられなかったもの。また、勤務態度の改善に向けたヒアリングの中で、自己保身のための虚偽の報告を行ったもの。さらに、勤務時間中において長時間離席する行為があったものである。